

益城町保健福祉センター「はびねす」使用料について

益城町保健福祉センターはびねすは、住民の健康増進、福祉活動の推進及び生涯学習の振興を図ることを目的とした施設です。平成25年5月に業務を開始し、現在10年が経過しました。

主に、町が実施する健診（成人・乳幼児）や健康運動教室、育児相談のほか、住民等による生涯学習活動で利用されています。

1. 現行使用料金

使用料は、益城町保健福祉センター条例第9条において定めています。条例制定時に、町内の同規模施設のほか近隣自治体の施設使用料を参考にして、料金が設定されました。

貸出施設		最大収容人数	座数等		施設使用料 (1時間)	冷暖房費 (1時間)
多目的室	片面使用 (120㎡)	50	机	16	300円	300円
			イス	50		
	全面使用 (240㎡)	100	机	32	600円	600円
			イス	100		
会議室	片面使用 (40㎡)	22	机	7	150円	150円
			イス	22		
	全面使用 (80㎡)	44	机	15	300円	300円
			イス	45		
保健指導室（和室） (59㎡・36畳)		12	座卓	12	300円	300円
託児室・創作活動室 (37㎡)			卓球台	1	200円	200円
調理室		39	調理台	7	500円	500円
			イス	39		
研修室	片面使用 (45㎡)	21	机	6	150円	150円
			イス	21		
	全面使用 (90㎡)	42	机	13	300円	300円
			イス	42		
工作室 (98㎡)		40	机	7	300円	300円
			イス	40		
健康づくりルーム (100㎡)					2時間：200円	—

2. 保健福祉センターの利用状況

- ・多目的室 大空間での多人数での講演や会議、軽運動など
- ・会議室 会議、研修、小規模な講演など
- ・保健指導室（和室） 健康づくり事業から生涯学習の場など
- ・託児室・創作活動室 各種講演、会議時の託児室、児童館活動の場など
- ・調理室 調理台7台を設置、親子料理教室や健康講座、地域活動など

- ・ 研修室 会議、研修での利用や、調理後の試食スペースなど
- ・ 工作室 工作机7台を設置、絵画、書道、木工教室や会議など
- ・ 健康づくりルーム パワリハ用機器12台設置、介護予防事業等も実施可

3. 改定案

令和元年度、令和2年度、令和3年度（令和4年度は新型コロナウイルス蔓延の影響を考慮し省く）の3年間について、貸出可能時間で按分した経費の平均を算出し、施設合計から1㎡1時間当たりの単価を7.15円としました。

また、受益者負担割合は公民館的利用があることから第2分類・区分Bの30%とし、試算表にて算出しました。

貸出施設	現行使用料	受益者負担	改定料金（案）	冷暖房費（1時間）	
				現行使用料	改定料金（案）
多目的室1	300円	256円	300円 現状維持	300円	300円
多目的室2	300円	256円	300円 現状維持	300円	300円
会議室1	150円	87円	150円 現状維持	150円	150円
会議室2	150円	87円	150円 現状維持	150円	150円
保健指導室（和室）	300円	127円	200円（100円減額）	300円	200円
託児室 創作活動室	200円	80円	150円（50円減額）	200円	150円
調理室（※）	500円	266円	400円（100円減額）	500円	300円
研修室1	150円	97円	150円 現状維持	150円	150円
研修室2	150円	97円	150円 現状維持	150円	150円
工作室	300円	210円	300円 現状維持	300円	300円
健康づくり ルーム	2時間：200円	2時間：234円	200円 現状維持	—	—

※調理室の改定案（400円）について

ガス料金を次のとおり計算

- ・ LPガス：0.458㎡/kg…（A）
- ・ ガスコンロ仕様（7台合計）：0.742kg/h…（B）
- ・ ガス単価：759円/㎡（税込）…（C） ※R5.7月検針票より

$$(A) \times (B) = 0.339836 \text{ m}^3/\text{h} \dots (D) \text{ 1時間当たりのガス使用量}$$

$$(C) \times (D) = 257.93 \text{ 円}/\text{h} \dots \text{1時間当たりのガス料金}$$

調理室を1時間使用し、そのうち20分加熱調理をすると想定した場合、

$$\text{ガス料金} = 257.93 \text{ 円} \div 60 \text{ 分} \times 20 \text{ 分} = 85.97 \text{ 円}$$

$$\text{改定案} = \text{受益者負担} 266 \text{ 円} + 85.97 \text{ 円} = 351.97 \text{ 円} \text{ となるため、} 400 \text{ 円} \text{ とした。}$$

施設名 (益城町保健福祉センター)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町保健福祉センター条例	無	

最終料金見直し年度	令和元年度
-----------	-------

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	34,516,303
------------------	------------

経費 (円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経費 (円)	33,525,084	34,777,800	35,246,026
人件費	4,820,019	5,465,871	5,861,151
職員給与	1,599,241	1,588,593	1,581,763
平均給与(円)	5,858,026	5,819,022	5,794,003
職員数(人)	0.3	0.3	0.3
報酬	3,220,778	3,877,278	4,279,389
その他			
物件費	15,030,427	15,481,832	15,769,276
賃金			
需用費	4,332,510	4,522,394	5,020,694
光熱水費	3,911,040	4,198,512	4,568,727
燃料費	71,459	91,894	122,515
消耗品費	350,011	231,988	329,452
その他			
役務費	587,501	592,499	1,102,404
委託料	8,938,935	8,782,471	8,576,689
使用料・賃借料	896,481	1,254,469	1,069,489
その他	275,000	330,000	0
維持補修費	437,040	592,499	378,000
修繕費	437,040	592,499	378,000
その他			
減価償却費	13,237,598	13,237,598	13,237,598
建物	9,791,064	9,791,064	9,791,064
設備(空調機)	3,446,534	3,446,534	3,446,534

施設管理に伴う人件費を3割とする。さらに児童館分を面積按分(9%)で除く。
 管理人(報酬+期末+通勤手当)から児童館分を面積按分で除く

児童館分を面積按分で除く
 公用車ガソリン代

児童館も関わる委託料は面積按分

主に備品購入費

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
建物(〇〇建)	鉄筋コンクリート造	50	0.020	701,379,000
減価償却費		(543,948,000円-54,394,800円) × 0.020=9,791,064円		
	空調機	13	0.076	57,259,000
減価償却費		(50,387,920円-5,038,792円) × 0.076=3,446,534円		

児童館除く

児童館分を建物取得按分(22%)して除く

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H24年	(構造)鉄筋コンクリート造 2階建
	(総面積)	2,733	

総床面積3,004㎡-児童館271㎡

貸出施設	面積(㎡)	共有施設	面積(㎡)
多目的室1	119.5	授乳室	19.00
多目的室2	119.5	相談室1	9.00
会議室1	40.5	相談室2	14.00
会議室2	40.5	診察室	72.00
和室(保健指導室)	59.0	消毒室	15.00
託児室・創作活動室	37.0	ラウンジ	50.00
調理室	124.0	事務室	166.00
研修室1	45.0		
研修室2	45.0		
工作室	98.0		
健康づくりルーム	100.0		
計 ②	828	計	345
			全面積計 ③
			1,173

年間開館日数	305	⇒	年間使用可能時間	4,117.5 時間
1日の開館時間	13.5		④	

原価算定

1㎡あたり単価	① ÷ ②	29,425
1㎡・1時間あたり単価	① ÷ ④	7.15

施設名 (益城町保健福祉センター)

1㎡・1時間あたり単価	7.15
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価(円)
多目的室1	119.5	1㎡・1時間あたり単価×面積	854
多目的室2	119.5		854
会議室1	40.5		290
会議室2	40.5		290
和室(保健指導室)	59.0		422
託児室・創作活動室	37.0		265
調理室	124.0		887
研修室1	45.0		322
研修室2	45.0		322
工作室	98.0		701
健康づくりルーム	100.0		715

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の分類・区分	負担割合(%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30	貸館事業については公民館の基準に準ずる

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価(円)	受益者負担(円)	現行使用料(円)	備考(冷暖房費)	計(参考)
多目的室1	854	256	300	300	600
多目的室2	854	256	300	300	600
会議室1	290	87	150	150	300
会議室2	290	87	150	150	300
和室(保健指導室)	422	127	300	300	600
託児室・創作活動室	265	80	200	200	400
調理室	887	266	500	500	1,000
研修室1	322	97	150	150	300
研修室2	322	97	150	150	300
工作室	701	210	300	300	600
健康づくりルーム	715	215	100	200	—
		<small>↑ 様式上、1人が占有した場合の金額</small>	<small>↑ 2時間200円のため</small>		0

※ 現行使用料以外に冷暖房費を別途徴収している場合は、備考欄に1時間あたりの料金を記載してください。

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料(円)	受益者負担(円)	最終決定改定料金案
多目的室1	300	256	300
多目的室2	300	256	300
会議室1	150	87	150
会議室2	150	87	150
和室(保健指導室)	300	127	200
託児室・創作活動室	200	80	150
調理室	500	266	400
研修室1	150	97	150
研修室2	150	97	150
工作室	300	210	300
健康づくりルーム	100	111	100

※1時間あたりに変換して記載

理由	上記表のとおり使用料の算定を行った結果、有料での利用状況や今後の町の財政状況等を考慮すれば、受益者負担との差額が大きい一部施設(※)を除き、現行のままの使用料とし、改訂しないことが望ましいと考える。 (※和室、託児室・創作活動室、調理室)
----	--

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金(円)	備品等名	貸出料金(円)
音響器具	100		
映写器具	200		

R1年度 健康づくりルーム受益者負担 試算

使用料受益者負担	215 円	…①
----------	-------	----

※試算表より。様式上「ルームを占有した場合」の額

R1年度 年間稼働時間	2,309 H	…②
-------------	---------	----

R1年度 年間利用人数	4,438 人	…③
-------------	---------	----

1人あたり1時間の受益者負担額

$$\begin{array}{ccccccc}
 215\text{円} & \times & 2,309\text{H} & \div & 4,438\text{人} & = & 111.86 \text{円/H} \\
 \text{①} & & \text{②} & & \text{③} & & \\
 & & & & & & (\text{現行使用料 } 200 \text{円/} \underline{2\text{H}} \text{)}
 \end{array}$$

利用者の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
4月	—	286	0	0	378	409	0	499	224	246
5月	132	320	0	0	389	426	0	0	257	279
6月	301	359	0	0	462	423	84	0	270	261
7月	340	441	0	174	429	428	112	119	241	257
8月	311	325	0	292	350	396	127	0	209	
9月	305	384	0	303	369	394	133	0	231	
10月	291	322	0	373	387	423	211	183	272	
11月	246	301	0	370	455	417	228	197	265	
12月	212	236	0	264	349	346	190	198	148	
1月	239	282	0	293	326	386	170	161	208	
2月	298	395	0	368	372	390	202	121	225	
3月	297	378	0	365	423	0	245	178	244	
合計	2,972	3,743	0	2,802	4,689	4,438	1,702	1,656	2,794	1,043

空調 電気使用料試算 (R5.6月)

※使用料等試算表より

貸出施設	面積 (㎡) ①	共有施設	面積 (㎡)	
多目的室 1	119.5	授乳室	19.00	
多目的室 2	119.5	相談室 1	9.00	
会議室 1	40.5	相談室 2	14.00	
会議室 2	40.5	診察室	72.00	
和室 (保健指導室)	59.0	消毒室	15.00	
託児室・創作活動室	37.0	ラウンジ	50.00	
調理室	124.0	事務室	166.00	
研修室 1	45.0			
研修室 2	45.0			
工作室	98.0			
健康づくりルーム	100.0			
計	828	計②	345	全面積計 1,173 ③

室外機消費電力 (エレワイズ・人吉アサノ電機作成リストより)

	消費電力 (kW)
室外機19台合計	134.49

↓ 児童館分を面積按分し控除 (児童館分：9%)

消費電力 (kW)
122.39 ④

●各部屋の消費電力

= 全消費電力122.39 kW (④) × 各貸出部屋面積 (①) / 全面積1,173㎡ (③)

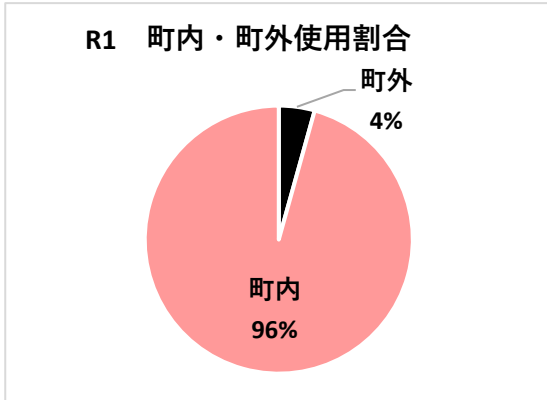
●従量単価 (R5.6月分を使用) = 16.24円/kWh

= 電気料金12.44円/kWh + 燃料費等調整額2.40円/kWh + 再エネ賦課金1.40円/kWh

貸出施設	消費電力 (kW)	使用電気料金 (円/1h)	現行使用料 (円/1h)	改定料金 (案) (円/1h)	
多目的室 1	12.47	202.51	300	300	現状維持
多目的室 2	12.47	202.51	300	300	現状維持
会議室 1	4.23	68.70	150	150	現状維持
会議室 2	4.23	68.70	150	150	現状維持
和室 (保健指導室)	6.16	100.04	300	200	100円減額
託児室・創作活動室	3.86	62.69	200	150	50円減額
調理室	12.94	210.15	500	300	200円減額
研修室 1	4.70	76.33	150	150	現状維持
研修室 2	4.70	76.33	150	150	現状維持
工作室	10.22	165.97	300	300	現状維持
健康づくりルーム	10.43	169.38	—	—	現状維持
	86.41	1,403.30			

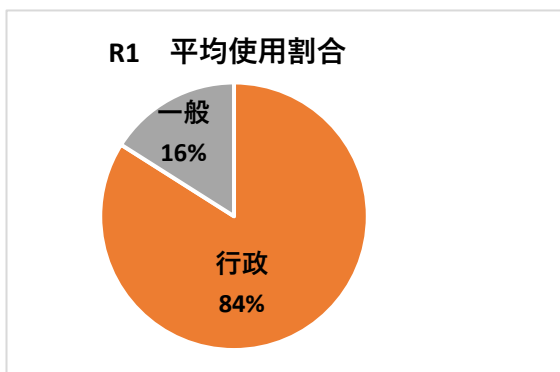
益城町保健福祉センターの使用状況について（R1年度実績より）

1 町内、町外の使用割合



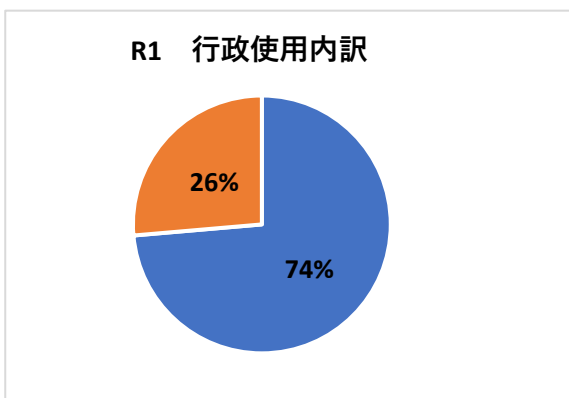
ほぼ町内団体（住民）が使用している。

2 稼働時間における行政、一般の使用割合（施設総合）



稼働時間の約84%を行政が使用している。
一般は約16%使用している。

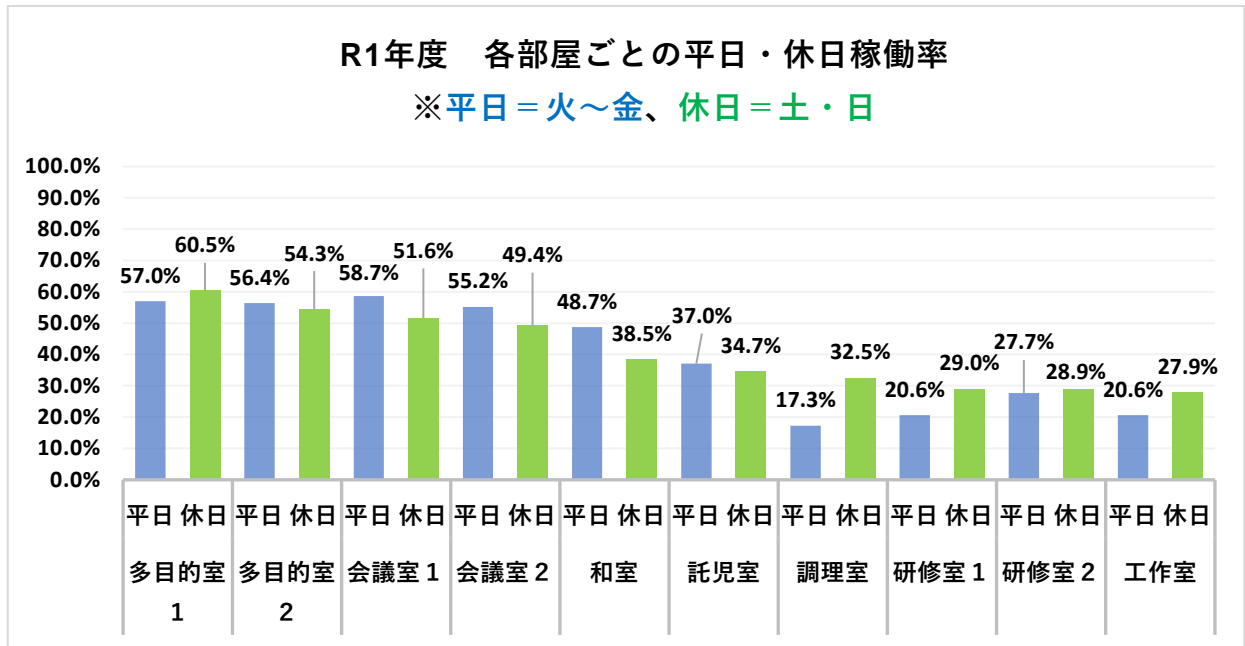
3 行政使用の内訳



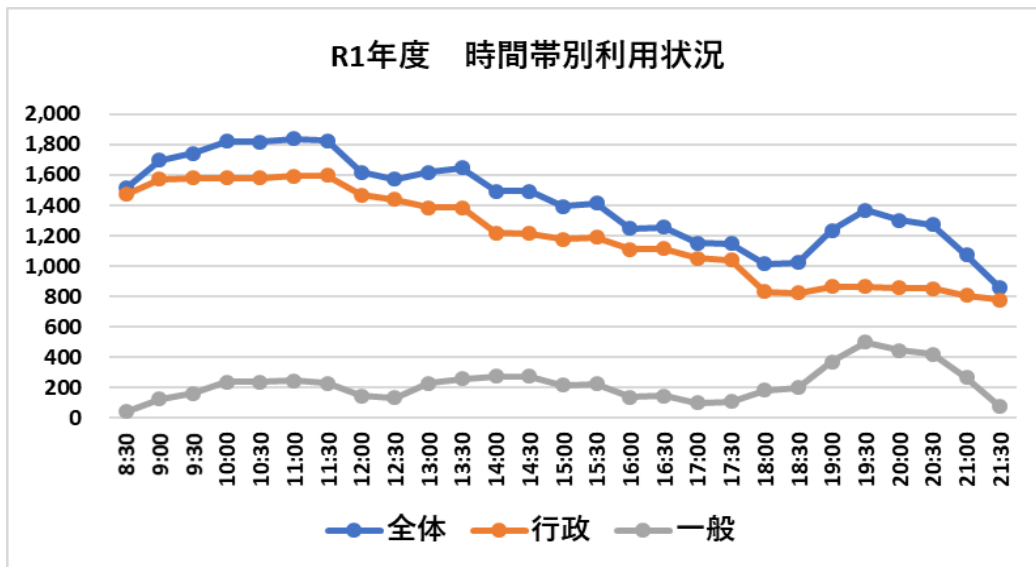
行政使用のうち、74%を健康増進係（保健福祉センター常駐）が健診事業や相談業務で使用している。

「行政その他」では、児童館事業、介護予防の運動教室、委員会や会議、住民向け説明会（道路工事）、ワークショップなどで使用している。

4 各部屋の稼働率（平日・休日別）



5 時間帯別使用状況（行政・一般別）



行政は事業を実施している昼間（特に午前中）の使用が多く、一般は夜の利用が多い。

保健福祉センター R4～R5予算・決算額

歳出 (円)		R4年度予算	R4年度決算	R5年度予算	令和元年度決算
		39,736,840	39,126,200	40,359,579	33,525,084
人件費	職員給与	6,210,168	6,017,618	6,458,931	4,820,019
	平均給与(円)	1,492,728	1,492,728	1,533,101	1,599,241
	職員数(人)	5,467,868	5,467,868	5,615,754	5,858,026
	報酬	0.3	0.3	0.3	0.3
	その他	4,717,440	4,524,890	4,925,830	3,220,778
物件費		18,065,595	17,693,718	19,015,050	15,030,427
	賃金				
	需用費	6,368,090	6,161,786	5,003,090	4,332,510
	光熱水費	5,823,090	5,573,791	4,458,090	3,911,040
	燃料費	145,000	139,624	145,000	71,459
	消耗品費	400,000	448,371	400,000	350,011
	その他				
	役務費	1,011,083	913,670	1,263,000	587,501
	委託料	9,687,422	9,627,635	11,580,960	8,938,935
	使用料・賃借料	999,000	990,627	1,168,000	896,481
その他	0	0	0	275,000	
維持補修費		2,223,479	2,177,266	1,648,000	437,040
	修繕費	2,223,479	2,177,266	1,648,000	437,040
	その他				
減価償却費		13,237,598	13,237,598	13,237,598	13,237,598
	建物	9,791,064	9,791,064	9,791,064	9,791,064
	設備(空調機)	3,446,534	3,446,534	3,446,534	3,446,534

歳入 (円)		R4年度予算	R4年度決算	R5年度予算	令和元年度決算
		720,000	881,800	900,000	1,728,950
(収入ベース)		1.81%	2.25%	2.23%	5.16%
使用料収入	施設使用料	360,000	336,600	360,000	843,950
	健づルーム使用料	360,000	545,200	540,000	885,000

利用実績に基づく使用料試算(R1年度実績より)

3年間の経費の平均	34,516,303 円	①
施設面積	1,173 m ²	②
1m ² あたり単価	29,425 円/m ²	③
使用可能時間	4,118 時間	④

	面積(m ²) ⑤	必要経費(円) ⑥	必要経費(円) (一般利用分)⑦	稼働時間 (一般利用分)⑧	使用料原価(円) (一般利用分)⑨	受益者負担 (円/時間)	現行使用料 (円/時間)
		③×⑤	⑥× ⑧/稼働時間(全体)		⑦÷⑧	⑨×30%	
多目的室1	119.5	3,516,288	625,399	494	1,266	380	300
多目的室2	119.5	3,516,288	517,236	394	1,313	394	300
会議室1	40.5	1,191,713	176,033	398	443	133	150
会議室2	40.5	1,191,713	153,890	330	466	140	150
和室(保健指導室)	59	1,736,075	46,644	57	818	245	300
託児室・創作活動室	37	1,088,725	181,285	269	675	203	200
調理室	124	3,648,700	527,872	137	3,867	1,160	500
研修室1	45	1,324,125	360,523	300	1,204	361	150
研修室2	45	1,324,125	367,932	342	1,077	323	150
工作室	98	2,883,650	779,846	263	2,965	890	300

OR1年度稼働時間

	全体		行政利用		一般利用	
	時間	率	時間	率	時間	率
多目的室1	2,778	67.5%	2,284	55.5%	494	12.0%
多目的室2	2,679	65.1%	2,285	55.5%	394	9.6%
会議室1	2,691	65.4%	2,294	55.7%	398	9.7%
会議室2	2,556	62.1%	2,224	54.0%	330	8.0%
和室(保健指導室)	2,122	51.5%	2,065	50.1%	57	1.4%
託児室・創作活動室	1,613	39.2%	1,344	32.6%	269	6.5%
調理室	944	22.9%	807	19.6%	137	3.3%
研修室1	1,100	26.7%	801	19.4%	300	7.3%
研修室2	1,229	29.8%	888	21.6%	342	8.3%
工作室	973	23.6%	710	17.2%	263	6.4%

改正

平成26年3月12日条例第4号

益城町保健福祉センター条例

(設置)

第1条 住民の健康の増進、福祉活動の推進及び生涯学習の振興を図るため、益城町保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町保健福祉センター	益城町大字惣領1470番地

(施設の構成等)

第3条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 益城町公民館条例（昭和39年益城町条例第7号。以下「公民館条例」という。）第3条に規定する益城町公民館広安分館

(業務)

第4条 センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 住民の健康増進、母子保健、介護予防等の保健福祉に関すること。
- (2) 住民の自主的な保健福祉活動等に関すること。
- (3) 住民の生涯学習の推進、生きがいくりの活動支援及びその場の提供に関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(関係条例)

第5条 第3条第2号の施設の管理運営については、公民館条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用許可)

第6条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

(使用制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用を許可しない。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、第6条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、センターの施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等によって使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て、町長がこれを認めたとき。
- (3) 町の都合により、使用許可を取り消したとき。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第11条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月12日条例第4号)

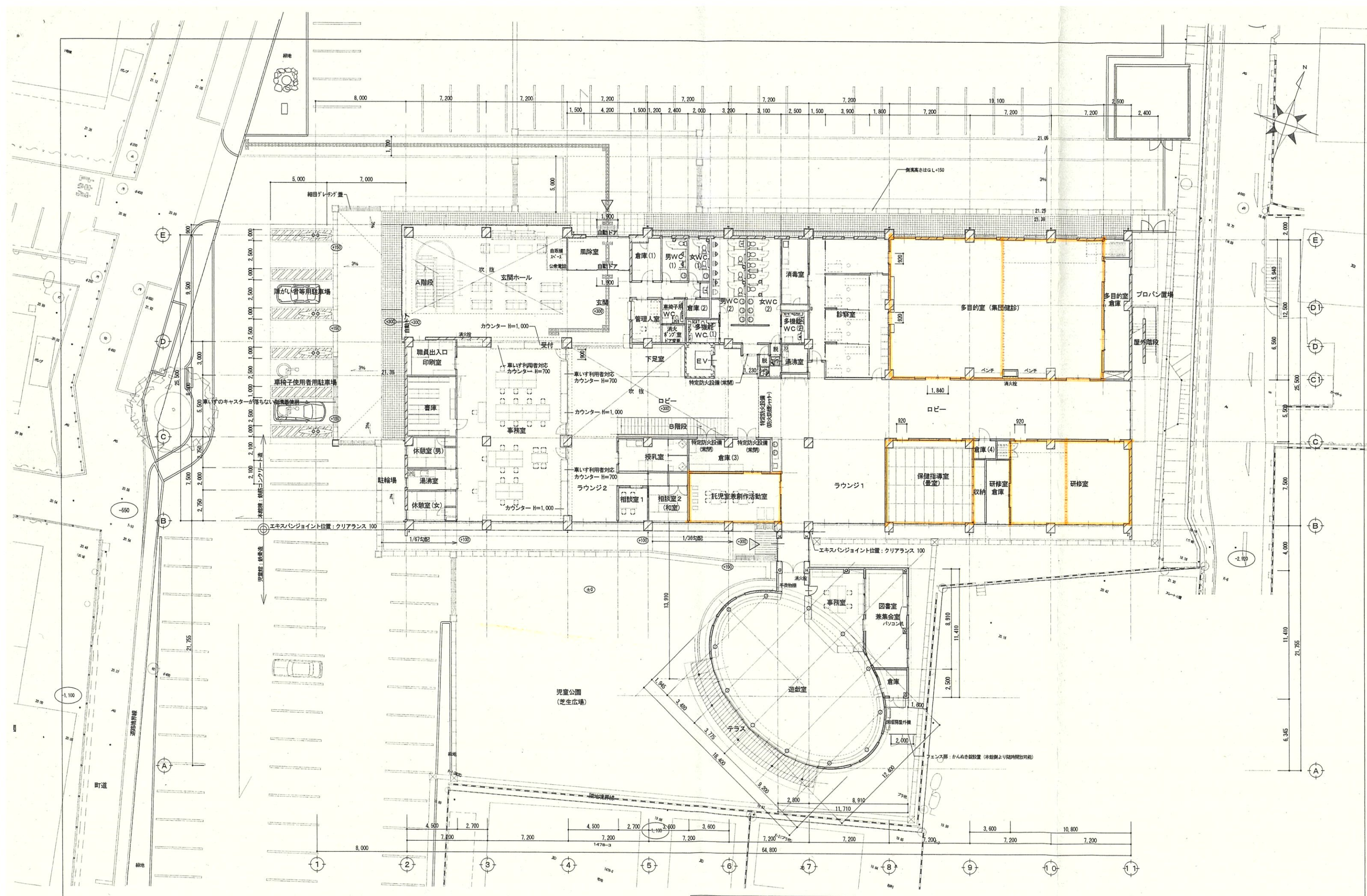
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

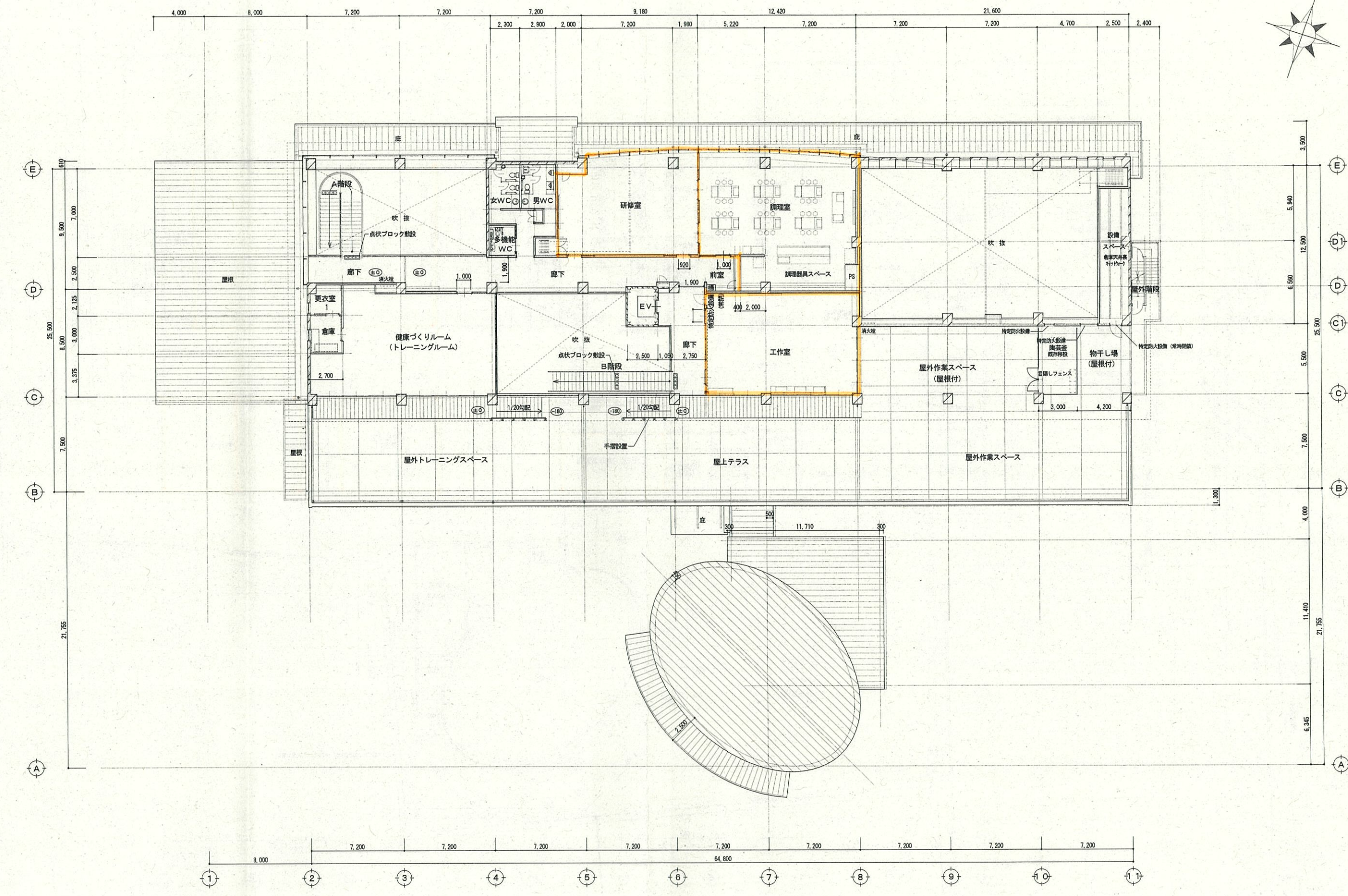
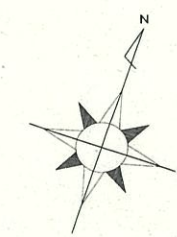
施設区分	施設使用料	冷暖房使用料
多目的室1	1時間 300円	1時間 300円
多目的室2	1時間 300円	1時間 300円
会議室1	1時間 150円	1時間 150円
会議室2	1時間 150円	1時間 150円
保健指導室	1時間 300円	1時間 300円
託児室	1時間 200円	1時間 200円
調理室	1時間 500円	1時間 500円
研修室1	1時間 150円	1時間 150円
研修室2	1時間 150円	1時間 150円
工作室	1時間 300円	1時間 300円
健康づくりルーム	1回/2時間(1人) 200円	—
附属設備等	町長が定める額	

備考

- 1 使用料の額を計算する基礎となる使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間としての使用料の額を計算する。
- 2 町外者(町内に通勤し、又は通学する者を除く。)の利用は倍額とする。



1階平面図 A1: 1/150, A3: 1/300



2階平面図 A1: 1/150, A3: 1/300

児童館って何???

○児童館ってどんなところ?

児童館は、みんなが決まりを守って自由に遊ぶことができる「子どもの遊び場」です。
また、保護者の方は子育てについての話をしたり、仲間づくりをしたりして楽しい時間を過ごすことができます。

○だれが遊べるの?

児童館で遊べるのは、0歳から18歳までの児童です。
就学前の乳幼児は、保護者同伴でお越しください。

○児童館には何があるの?

ゆうぎ室と図書室・集会室があり、楽しいおもちゃや絵本などがたくさんあります。
年長児童(中学生)用に卓球台やボードゲームなども置いてありますので、中高生の皆さんもぜひ遊びに来てください。

○児童館ではどんなことをするの?

季節に応じた行事などを行う「キッズタイム」、乳幼児親子を対象にふれあい遊びや工作活動を行う「おひさまひろば」、保護者同士の交流活動「ふあん!ふあん!ままくらぶ」などを行っています。

○児童館はいつ利用できるの?

開館日 月曜日～土曜日
閉館日 日曜・祝日・年末年始(12/28～翌年1/4まで)
利用時間 小学生以下：午前10時～午後5時 [正午～午後1時は利用できません]
中 高 生：午前10時～午後6時 [利用できません]

○お問い合わせ

益 城 町 児 童 館 TEL096-234-6124
益城町役場 こども未来課 TEL096-286-3111(内線121)
TEL096-286-3117(ダイヤルイン)

益城町保健福祉センターの事業内容

◎保健福祉センター事業

健康づくり推進課

- 健康診断に関すること
- 母子保健に関すること
- 保健事業に関すること
- 健康づくりに関すること
- 予防接種に関すること

◎児童館事業

こども未来課「子育て支援係」

0歳から18歳までの児童を対象とした健全な「遊び場」

◎公民館広安分館事業

生涯学習課「生涯学習係」

公民館事業全般
地域の生涯学習の拠点施設として、各種サークル、地域活動等

益城町保健福祉センター ～はぴねす～の利用について

◆貸出申請時間

午前9時～午後6時
※年末年始(12/28～翌年1/4)を除く

◆閉館日

月曜日(祝日の場合は、その翌日以後において当該休日に最も近い休日でない日)
年末年始(12/28～翌年1/4)

◆貸出時間

午前8時30分～午後10時

◆施設の利用料金

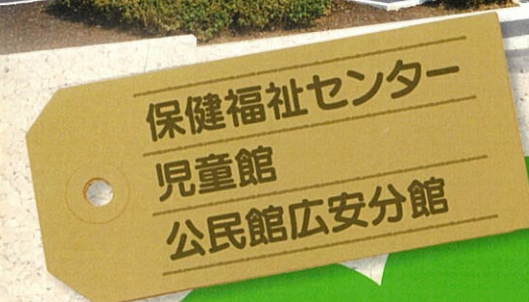
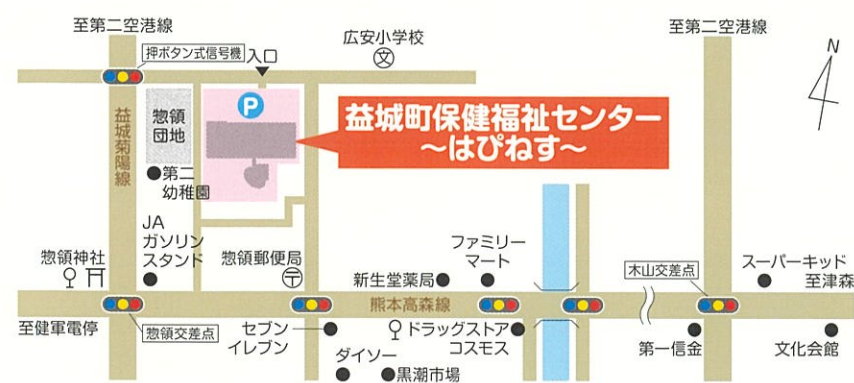
室名	面積(m ²)	利用料金 (1時間)	冷暖房使用料 (1時間)
多目的室1	119	300円	300円
多目的室2	119	300円	300円
会議室1	40	150円	150円
会議室2	40	150円	150円
保健指導室 ※和室36畳	59	300円	300円
託児室	37	200円	200円
調理室	124	500円	500円
研修室1	45	150円	150円
研修室2	45	150円	150円
工作室	98	300円	300円
健康づくりルーム		1回(2時間)200円	

お問い合わせ

益城町保健福祉センター～はぴねす～

〒861-2233 熊本県上益城郡益城町惣領1470番地

TEL096-234-6123・FAX096-289-7080



益 城 町
保健福祉センター
～はぴねす～
～ご案内～



健康づくりルーム

これから運動を始める中高年や女性におすすめの運動機器があります。介護予防や健康教室に活用されます。



保健福祉センター

多目的室

集団健診などでの利用のほか、大人数での講演会や研修でも利用可能です。



児童館

おもちゃの他にも、フラフープや運動用のマットでも遊べるようぎ室

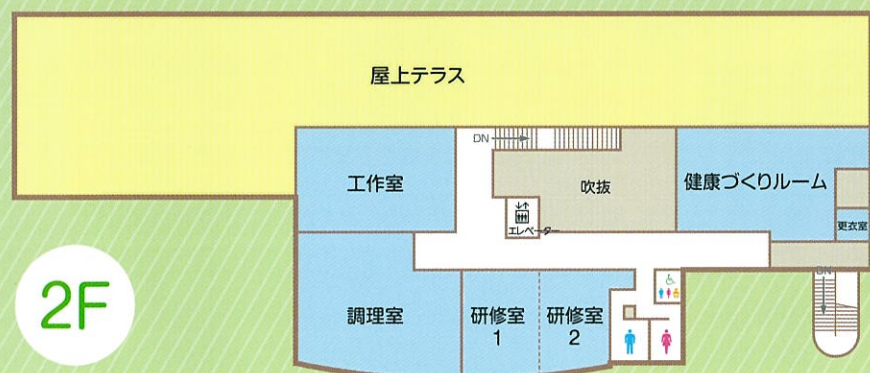


調理室

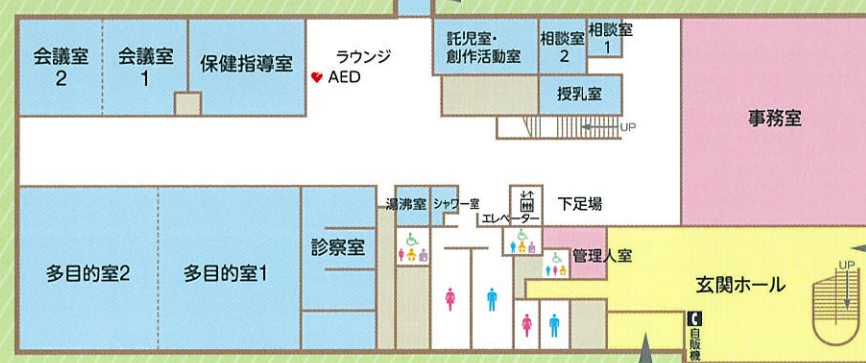
調理台は講師用1台、受講者用6台を設置しています。調理実習、栄養講座など、食についての学びの場としてご利用ください。

工作室

工作台7台を設置し、流し台も設けています。絵画、書道、工作など各種教室での利用や通常の会議、打合せ等でも利用可能です。



2F



1F

児童館でのお約束

- 使った物は元のところに片付けましょう
- 館内で食べ物を食べないようにしましょう
- お金やおもちゃは持って来ないようにしましょう
- ランドセルを置いてから遊びに来ましょう
- けがをしたり、体調が悪くなったら、職員に知らせましょう
- 感染症にかかったときや、学級閉鎖のときは遊べません
- 保護者は子どもから目を離さないようにしてください



図書室・集会室では、読書を楽しむことができます。